高商連ニュース

高知県商工団体連合会　NO.906(51-47)
〒780-8035 高知市河ノ瀬町33
TEL088-832-4838　FAX088-832-3126
Ｅメール　kosyoren@citrus.ocn.ne.jp
ホームページ　http://kosyoren.web.fc2.com/
このニュースはホームページでもご覧になれます

国民大運動が知事に60項目の要求書提出

4月10日、国民大運動実行委員会は、濵田省司高知県知事、伊藤博明県教育長に対し、「新型コロナウイルス感染症対策に関わる要求書」を提出し、副知事との懇談の場を設けるよう申し入れました。

実行委員会加盟団体から寄せられた要望は60項目にもわたり、「新型コロナウイルス感染症の爆発的拡大を食い止め、医療崩壊を起こさない対策。県民、労働者と事業者・自営業者のくらしを守る施策」を求める要求書となっています。

要求書を提出する筒井県労連委員長、入江高商連事務局長

要求書の冒頭で、「県民の暮らしが未曽有の危機に直面している今、先例にとらわれることなく大胆な施策を実行すること。また、職員もそうした見地から職務を執行してください」と、不安と閉塞感の中にいる県民を励ますことを求めています。

◆高商連が出した要望◆

■国保税等について
①国保料(税)、地方税(住民税、固定資産税、自動車税等)を、現在の滞納分も含め新型コロナウイルス感染症の被害が収束するまで、支払いを据え置いてください。また、差し押さえはしないでください。
②まずは①の措置を行い、「感染症の影響により一定程度収入が下がった方々等に対して、国民健康保険、国民年金等の保険料の免除等を行う」(令和2年4月7日、閣議決定)に基づき、早急に免除等の対応をしてください。
②感染を広げない、健康と命を守る観点から、厚生労働省事務連絡(2／28付)を受け、高知市のようにすべての資格証世帯に短期保険証を発行・送付してください。

■売上の大幅減少、取引先の稼働低下、注文キャンセル、資材の調達不能等により稼働停止などにみまわれた中小業者・フリーランスに対し家賃、リース代、給与などの固定費を補助してください。当分の間休業せざるをえない中小業者・フリーランスに対し、その期間の最低生活費を補償するようにしてください。

■セーフティネット保証制度4号(保証協会の100％保証)の要件について、①「売上20％以上減少」を5％以上減少に緩和する、②「1 年間以上継続して事業を行っていること」の条件を撤廃。5号の指定業種をなくし全業種で使えるようする。融資対象に風俗営業(いわゆる性風俗を除く)も含めるようにすることを国へ要望してください。

■県が創設した「新型コロナウイルス感染症対策資金利子補給制度」について、支払った利息を後ほど返すのではなく、月々利息を支払わなくてよい運用にしてください。

■小中学校等の臨時休校に伴う給食停止による生産者・事業者の収入減への対策、損失補償など緊急対策を行ってください。

■雇用調整助成金について①助成額を100％にするとともに、雇用保険未加入でも支給対象としてください。また、小学校休業対応助成金について、「子どもが休校の親」に限定しないよう国へ要望してください。助成金申請書の作成をサポートする施策を講じてください。

■生活福祉資金・特例貸付について
①貸付額を引き上げることを国に要望してください。
②殺到している申し込みに対応するため、県として県社協、地域社協への人的、資金的支援を行ってください。
③総合支援資金(生活支援費)の運用について、新型コロナウイルス感染症の影響で実態的に休業状態、生活費を稼げない事業者、フリーランスも貸し付け対象とするよう国に要望してください。

■国保の傷病手当について
①傷病手当金の支給対象を新型コロナウイルス感染症に感染した被用者だけでなく、個人事業主と専従者、フリーランスも対象にするよう国民健康保険条例及び後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例を改正してください。
②条例改正の周知徹底を図り、多くの対象者がすみやかに傷病手当金を受給できる手立てを講じてください。

■簡素・公平・効率的に全国民にいきわたる支援策として消費税を当面0％にするよう国に進言してください。

■諸制度、施策の周知徹底に努めてください。

会員・読者のみなさんへ
国保料（税）等の納付を新型コロナウイルス感染症の被害が収束するまで、据え置くことを各市町村にも求めましょう
みなさんの要望、困りごとをお寄せください。ご一緒に解決しましょう。必要な事項は国県市町村に要望として届けます。

＝あらゆる制度を使って活路を開こう＝

返済不要の持続化給付金

支給対象者
資本金10億円以上の大企業を除き、全ての企業者、フリーランスを含む個人事業者。農業法人、NPO法人、社会福祉法人など、会社以外の法人も対象。

給付額
個人事業者：最高100万円、法人：最高200万円
給付額の計算：前年の総売上(事業収入)－(前年同月比▲50％月の売上×12ヶ月)

申請に必要なもの
①本人確認書類(法人の場合は法人番号)
②2019年の確定申告書類の控え
③減収月の事業収入を示した帳簿等(様式は問わない)
※今後、変更追加の可能性あり。

▶ その他、申請に必要な事項の詳細等については、4月最終週を目途に確定・公表される。

〝水増し〟の経済対策108兆円 財政出動は、わずか16・8兆円

安倍首相は緊急経済対策を「世界最大規模の108兆円」と自慢しますが、国が新たに直接支出するのは一般会計で16・8兆円にすぎません。金融機関を通じた融資や、税・社会保険料の納付猶予を含めた〝水増し〟です。

外出自粛要請や休業要請と一体の補償を行う姿勢がないことが、最大の問題です。これでは生活不安は解消されず、感染拡大防止にも不十分です。その中身を見ても、減収世帯への1世帯あたり30万円の現金給付や、売り上げが減った中小企業・個人事業者への給付は対象条件が厳しく、生活に困窮している多数の国民を「線引き」することで不公平をつくることになります。

（4／12しんぶん赤旗より）